

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊 谷 修 二
玉山総合事務所総務課長 佐々木 一 哉

**新型コロナウイルス感染症にかかる町内会・自治会行事等の対応について
(お知らせ)**

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、市民の御理解と御協力の下、新型コロナウイルス感染症まん延防止に努めてまいりましたが、令和2年5月25日(月)に、国の緊急事態宣言が全面解除され、国及び県の基本的対処方針により、今後のイベント等の取扱方針が示されたことから、本市も当該方針に基づき、本市の主催イベントの開催条件を次のとおり定めました。

このことから、町内会・自治会等の主催行事につきましては、今後、当面の間、この取り扱いを参考にしていただきますよう御協力をお願い申し上げます。

記

1 主催行事の開催条件

- ・参加人数は当面、次のとおりとする。

(基本的な考え方)

時期		収容率(※)	人数上限(※)
～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	200人
6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	1,000人
7月10日～7月31日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人
8月1日～	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	上限なし

(注※) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

- ・入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等の適切な感染防止策を行うこと。
- ・イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、こうした交流等を極力控えること。
- ・密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ・イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

2 回覧と集金への対応

回覧と会費集金については、これまで市民の皆さまから様々な声が寄せられていることから、取扱いについて、次のとおりお知らせしますので、参考の上、御検討、御対応いただきますようお願い申し上げます。

(参考) 新型コロナウイルス感染症まん延防止に資する取扱い

(1) 回覧文書等の取扱いについて

- ・回覧文書等の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症まん延以前の取扱いとすることを可とする。
- ・必要な回覧については、ポストへ投函するなど可能な限り対面を避ける。
- ・対面時はマスクを着用し、回覧物を取扱う前後は手洗い等に努める。

(2) 町内会・自治会会費の集金について

- ・集金の時期や方法については、新型コロナウイルス感染症まん延以前の取扱いとすることを可とする。
- ・対面時はマスクを着用し、集金前後は手洗い等に努める。

3 その他

「1 主催行事の開催条件」は、令和2年5月22日付け2盛協号外を、「2 回覧と集金への対応」は、令和2年4月23日付け2盛協号外でお知らせしておりました「新型コロナウイルス感染症にかかる町内会・自治会行事等の対応について（お知らせ）」が変更になるものです。

町内会・自治会長様におかれましては、御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

担当：盛岡市 市民部 市民協働推進課 地域活動係
電話：019-626-7500（直通）